

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 2 回 滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 5 年 8 月 1 日（火） 13 時 27 分～14 時 30 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 平井建志 木下康代 片山 聡 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係労働者の意見聴取について ・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・ 最低賃金に関する基礎調査結果等について ・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、定刻には少し早いのですが、全員お揃いですので、ただ今から、令和5年度第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、大変お暑い中、ご出席いただきありがとうございます。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、5名の傍聴申込みがあり、本日、5名の方が傍聴されていますことを報告します。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開いたしますことを、お知らせします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計13名のご出席です。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。公益代表委員の佐野委員、石井委員におかれましては、事前にご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、これからの議事進行は、会長をお願いいたします。

会長よろしくをお願いいたします。

○会長

みなさん、こんにちは。大変暑い中お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

初めに滋賀労働局長から挨拶がありますので、局長よろしく申し上げます。

○事務局（局長）

委員の皆様には厳しい暑さの中、またご多用のところ。2回目の最低賃金審議会にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、既にご承知のことと存じますが、今年度の地域別最低賃金改定の目安につきまして

ては、7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申が出されたところでございます。

その内容につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますが、中賃の審議に関し、戎野会長代理より、地賃委員の皆さまへメッセージ動画が届いておりますので、こちらも後ほどご視聴いただくこととしております。

目安額につきましては、ランク別で申し上げますと、Aランクが41円、滋賀県が属しますBランクが40円、Cランク39円となっております。今年度は、全国加重平均1,002円という、初めて千円の大台を超える目安額が示されたところでございます。これは、最低賃金が時間額となりました平成14年以降で、昨年度を超える過去最高額の引上げとなったところであります。

すでに様々なメディアで報道されているところでございますが、最低賃金は、骨太方針等における重要な政府目標として掲げられており社会的関心が非常に高まっているところでございます。さらには、本年度は新たに3ランク制による初めての審議となり、加えてこれまで公開されていなかった専門部会の審議も公開されるなどの変更もあることから、これまで以上の注目が集まっているところと認識しております。

今後は、明日から開催されます第1回の専門部会を皮切りとしまして、中央最低賃金審議会で示された目安額を念頭に、具体的な金額審議をいただきたく存じます。

専門部会の委員の皆さまにおかれましては、有意義な検討・議論を尽くした中で、是非とも、公労使みなさまが合意される形での答申がいただけることを願っております。

事務局としましても、審議の円滑な進行に向けまして、最大限の努力をいたしますので、引き続き、何卒、格別のご理解、ご協力をお願いしたいと存じます。

最後となりますが、今年は10年に一度という猛暑と言われております。そのような中で、限られた時間で本審に報告を提出していただくこととなります。どうか委員の皆さまにおかれましては、体調にご留意の上、合意に向けて十分な審議を行っていただきますことを、重ねてお願いを申し上げ、私からのご挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、議題（１）の「関係労働者の意見聴取について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

今年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第 25 条第 5 項及び最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされ、7 月 19 日までに審議会に意見書を提出すべき旨を滋賀労働局一般公示第 27 号により公示した結果、令和 5 年 7 月 19 日に滋賀県労連・滋賀一般労組 書記長 金森祐紀様、滋賀県自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本高様、コープしが労働組合執行委員長 山田博也様から意見書の提出があり、資料 1 としてお手元に配布しております。

○会長

それでは、意見書の提出のあった 3 つの団体から、ご意見をお伺いいたします。

まず、山元様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

意見陳述人の方は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10 分以内でご意見を述べてください。よろしくをお願いします。

○意見陳述人

滋賀県労働組合総連合の事務局長、山元と申します。意見の出ている金森の代読とさせていただきます。

滋賀最低賃金審議会への意見、滋賀県労連・一般労組局長 金森

私たち滋賀県労連・一般労組は「8 時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求め、現在の貧困と格差が広がる社会を変えようと取り組んでいます。以下のとおり意見を述べます。

最低賃金の引き上げは経済の好循環に

ご存じのとおり最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で 1,000 円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均 1,000 円」は、2010 年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」とされていたものです。2020 年はすでに過ぎています。

現行の低い最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。

労働条件の改善、労働者の生活の安定をはじめ最賃法が目的とするいずれにも寄与しきれていないのが実態です。

最賃近傍で働く労働者の状況について

福祉や清掃、流通などの職場で働く私たちの組合の組合員から「低賃金で働き続けられない」「人手不足が深刻」という声を常に聴きます。長時間過密労働と共に、賃金が最賃近傍であることも見えます。そのため働き続けたい仕事であるのに離職せざるを得ないという声もあります。国の制度や事業者の課題でもありますが、最低賃金額が低い水準を肯定している影響も大きくあるのではないのでしょうか。

最低賃金 1,500 円以上、全国一律制の実現は、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすい行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

低すぎる水準は容認できない

4 月の消費者物価は、総合指数で前年当月比 3.5 % 上昇し、生活必需品(基礎的支出項目)では、4.2 % も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス 3.0 % (2023 年 4 月)、13 か月連続で減少となっています。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以

来 8 年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

2022 年の改定では、最高の東京都が 1,072 円、最低額の 10 県は 832 円、全国加重平均は 961 円となっています。平均が 961 円といっても、実際にそれ以上の金額の最賃は 7 都府県のみで、24 県はいまだに 800 円台となっています。平均の 961 円でみても、仮に月 150 時間働いたとして月 14 万円、年収 173 万円です。173.8 時間換算でも月 16.7 万円、年収 200 万で、ここから税・社会保険料が引かれ、普通に暮らすことは困難です。滋賀の 927 円ではこれよりなお低くなるのです。全労連が全国 27 都道府県で 4 万 8 千人を超える人たちの協力で取り組んできた。マーケットバスケット方式による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示されています。

人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることを明らかにしています。

主要先進国の中で比較すれば日本の最低賃金は低水準です。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、1 年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。年 1 回の改定に縛られず情勢を鑑みて迅速に対応されるのが望ましいと考えます。

おわりに

昨年答申の 3 点の要望は重要であると考えます。審議会の意見に敬意を表するとともに、引き続きこれからも賃金引き上げに関する支援策の向上について声を上げていただくことをお願いします。

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが最低賃金近傍で働く労働者の姿を十分捉え、貧困と格差を解消する力となり、コロナからの経済回復の道筋を示し、私たちの仲間の最低賃金試算調査が示す時間額 1,500 円へと早期の引き上げと、全国一律へ進むことが出来るように審議されることを心から期待します。以上、意見とします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さま、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますでしょうか。

○全委員

〔意見、質問等上がらず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

では、傍聴席の方にお戻りください。

○会長

続きまして、杉本様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

陳述人の方は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。よろしくお願いいたします。

○意見陳述人

はい。ありがとうございます。杉本高です。

私は、滋賀県自治体労働組合総連合滋賀自治労連の執行委員長で、滋賀県職員組合の執行委員長でもあります。私の方から意見陳述をさせていただきます。

私たち滋賀自治労連というのは、県内の地方自治体のみならず大津市民病院など地方独立行政法人、あるいは外郭団体、あるいは指定管理や業務委託で働く労働者を組織する労働組合の連合体です。

地方自治体では、国の行革方針もあって、正規職員が削減される一方で、会計年度任用職員をはじめとする非正規職員の増加が著しいといった状態となっています。県内の市町では約4割が非正規労働者で占められていると、多い自治体では半数以上がいわゆる非正規職員という方がなっておられるという形で、この人たちの存在がなくては地方自治体の業務は、回っていかないという実態だという風に思っています。特に保育だとか学童保育というのはエッセンシャルワークの多くが非正規職員によって占められているという

か担われているのが実態です。

総務省が昨年 12 月 23 日付けで「会計年度任用職員の給与水準の決定について」一定の変更を加えてきました。地域の実情等を踏まえて、適切に対応、決定する必要があるというのは今までからも示していたんですけども、その際に、地域の実情には、最低賃金が含まれることに留意することということで、こういう条項を追加してきました。ですので、最低賃金が自治体の非正規職員に直接影響するという形になっています。

その中では、会計年度任用職員の多くは行政職給料表 1 級 1 号給を基礎とするというのがルールとなっています。初任給決定されているということで、多くの自治体では、月に 21 日勤務で、1 日 7 時間 45 分勤務という形で換算して時給計算をしています。そうしますと県内で言うと、野洲市、近江八幡市、米原市、高島市と 6 つの町が地域手当の支給対象外となっていますので、こういう市町村では時給換算すると 922 円という形になっています。

もう既に最低賃金を割れている状態、初任給で割れている状態という実態があります。

昨年、近江八幡市については会計年度任用職員が最低賃金を下回るといったことは問題だということで、10 月付けで 1 号昇給するという措置をして回避をしたという風に聞いておりますけど、それ以外の市町村でこういう措置がされたとは聞いていない状態になっているので、国の通達からいっても違法な状態になっているのかなという風に思っているところです。一方で、地方自治体の業務委託とか指定管理という部分、あるいは地方独立行政法人とか外郭団体というのは、最低賃金制度が適用されます。地方公務員ではありませんので、適用されるということで多くの労働者が従事しています。その中で昨年 10 月に滋賀県が県の委託で働いている労働者の実態調査を行いました。その中で、清掃業務について 45 人の労働者のうち 24 人過半数の方が時給 950 円未満という形で実態が示されております。ですので、過半数の労働者が最低賃金近傍で、国の目安どおりに改定されれば価格改定が必要な状態となっているということです。ダンピング受注とも相まって、やっぱり劣悪な賃金・労働条件に追いやられていると思っています。

政府の方も今年のいわゆる骨太の方針で、「今年の夏以降は、1,000 円達成後の」という

ことになっていますので、目安の方で加重平均が1,000円を超えるという形になっているのかなという風に思っているのですが、やはりそれ以降についても、今後、今年達成すべき目標ということで実施されているんですけども、先ほども山元の方も申し上げましたけども、全国で最低生計費の実態調査というものを全労連が取り組んでいるんですけど、それでは全国どこでも時給1,500円以上が必要だという結果が出ています。これも物価高騰前の調査ですので、物価高騰後について、消費税が8%の頃の調査ですので、少なくとも消費税相当分と物価高騰の方については反映されていないという中で、もっと高い金額1,600円以上必要だろうという風に私たちは思っているところです。

確かに賃金引き上げが困難な中小企業が存在することは、我々も承知しているところですが、これについては国や地方自治体等が手を差し伸べて、労働者の下支えとか、底上げを行うことが、巡り巡ってやはりその地域なり、国の経済を活性化するためには必要なことだと私たちは思っています。少なくとも地域の賃金の底上げが、地域内経済循環に最も有効だということについては、我々は論を持たないと思っています。

なおかつ、やはり人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げというのが求められると思っています。それが我々が、公務・公共サービスについても改善に直結する問題だと思っていますし、地域間格差の問題等についても、やはり即時の実現を求めていきたいと思います。

地域間格差について一言述べさせていただきたいと思います。

先日、目安どおりに改定された場合に、京都府が1,008円、滋賀県が967円ということで、京都が1,000円の大台を超えます。となると、京都府の求人と滋賀県の求人が差が出てくる、要するに1,000円の大台を超えた求人しかできなくなってきます。滋賀県の場合は、1,000円以下の求人が出てくるということで、人材の流出が非常に危惧されるなど、湖南地域のアルバイトなんかが本当に京都に流れてしまうのではないかと、私たちは非常に危惧しているところです。ただ、経済の実態、賃金の実態がそれだけ差があるのか、といった部分については非常に疑問に思っているところです。

昨年の人事委員会の勧告ということで、都道府県の場合は人事委員会がございます。今

も平成5年の4月現在の職種別民間給与実態調査というのは、人事院と人事委員会が共同して行っておりますけども、まもなく国の方もまとまるんでしょうけども、都道府県もその同じサンプルを用いて都道府県ごとに実態の調査をしています。昨年で言いますと、京都府の方が民間給与が370,165円です。滋賀県が374,723円ということで、滋賀県の方が4,000円程度、4,000円以上高いという実態が出ている。ただ、最低賃金については京都の方が40円以上高いという実態となっているということで、非常にこれ経済の実態を反映されたものになってないんじゃないかと。少なくともこの格差、吸収する方向で、少なくとも1円でも数円でも結構ですので、上乘せしていかないとこの格差がそのままになってくると。経済実態、賃金の実態と、反映してない最低賃金制度になってるんじゃないかということについて、私は非常に疑問を持たざるを得ないと思っています。この点についても審議をお願いしたいという風に思って、私の意見陳述を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますでしょうか。

○全委員

〔意見、質問等上がらず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考とさせていただきます。

それでは、傍聴席の方にお戻りください。

○会長

続きまして、山田様、意見陳述席までお進みください。

〔意見陳述者、意見陳述席に進む〕

○会長

陳述人の方は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。よろしくお願いいたします。

○意見陳述人

こんにちは。山田博也です。コープしが労働組合の執行委員長をさせてもらっています。まず初めに、コープしが労働組合として概要を話させていただきます。

私たち、生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その6割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、最低賃金1,500円の実現を求めています。

昨年の最低賃金改定では、加重平均で約3.3%一律31円引き上げの答申が示され、滋賀地方最低賃金審議会での議論の結果、31円の引き上げが行われました。昨年10月からの施行で、最低賃金の近くで働く労働者を中心に賃金が改善されつつあり、仲間からは歓迎する声があがっています。しかし、改定後の最低賃金の最高額は、東京の1,072円と滋賀県の927円との差は145円もの開きがあり、加重平均でも961円をも大きく下回る金額となっています。全労連が取り組む「最低生計費試算調査結果」によると、全国どこでも24万円(時間額1,500円)以上必要との調査結果が出ており、地域間の格差を容認する事はできません。「全国どこでも同じ」水準は、地域別最低賃金制度・目安制度の抜本的な改善に関わるものであり、目安のあり方において、実態を改善させる事が必要です。

生計費原則に基づき、最低賃金を早急に1,500円に引き上げるための計画を策定し、賃金が増えれば、一部は消費に回り企業収益にもつながり、地域経済の好循環にもつながります。

また、最低賃金の引き上げに際しては、中小企業支援策の強化が求められています。

ロシアのウクライナ侵略とコロナ禍からの経済回復が重なり、世界的にインフレが進む中、国内でもモノやサービスの値上げは相次いでいます。一方で、5月の実質賃金は、昨年と比較して12%減少し、14カ月連続でマイナスとなりました。賃金の増加が物価の伸びには追いつかず、賃金が目減りする状態が続いています。帝国データバンクによると、飲食料品に限っても昨年は2万5,000品目以上が値上りし、今年は3万品目に達する可能性があるといわれています。

審議会での審議では、家計を圧迫している価格高騰から暮らしを守ることを最重点課題と位置づけて、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を視野に議論いただくよう求めるものであります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますでしょうか。

○全委員

〔意見、質問等上がらず〕

○会長

ありがとうございました。本日述べられたご意見につきまして、審議の参考とさせていただきます。

それでは、傍聴席の方にお戻りください。

〔意見陳述人を傍聴席に誘導〕

○会長

関係者からの意見聴取は以上となります。

その他に本日まで当審議会に、滋賀弁護士会会長から「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」の送付、滋賀県労働組合総連合議長から「最賃審議会にかかわる申し入れ」と題する文書の提出がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（室長）

「弁護士会長声明」及び滋賀県労働組合総連合からの「最賃審議会にかかわる申し入れ」については、会場入口横のテーブル上に置いてあります。

後ほど参考としてご覧ください。

○会長

提出がありました意見書は以上です。

提出ありました意見書は、審議の参考といたします。

それでは、議題（２）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

それでは、7月28日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申について、伝達させていただきます。

資料はNo.2になります。

これにつきましては、例年、当事務局の方から伝達・説明をさせていただいておりますが、今年度は中央最低賃金審議会の戎野会長代理より、地賃委員のみなさまへ直接メッセージが届いておりますので、動画をご視聴いただくことで、伝達・説明とさせていただきます。

なお、藤村会長が体調不良のため、会長代理からのメッセージとなっておりますので、ご了承ください。

それでは準備いたしますので、少々お待ちください。

では、始めます。

[中央最低賃金審議会会長代理ビデオメッセージ視聴]

○中央最低賃金審議会 戎野会長代理

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表 の男女計及び一般・パート計についても、平成14

年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっ

ていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継

続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定でき

るとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

○事務局（室長）

それでは、視聴いただきましてありがとうございました。

これで目安の答申の伝達とさせていただきます。

○会長

ただ今のメッセージにつきまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

○全委員

〔意見、質問等上がらず〕

○会長

では、次に、議題（3）「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、資料について、ご説明いたします。

最初に、別冊資料2となっております「令和5年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、産業、

事業所規模、就業形態、性別、年齢階級別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものでございます。

令和5年6月分の賃金について回答を得たデータを母集団労働者数に復元して集計したものとなっております。

総括表(1)については、事業所規模別、年齢別に、総括表(2)については性別、年齢別に現行の最低賃金額から10円を差し引いた917円から1,500円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は977円までは1円刻み、1,100円までは10円刻み、以降は100円刻みとなっております。

合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

資料2ページの一般労働者、パート計の926円の累積構成比を見ていただきますと、1.2となっており、この数字が現行最低賃金の未満率となります。

5ページを見ていただきますと、第1・4分位数は980円、中央値は1,156円となっております。

次に、別冊資料1となっております、「令和5年度 中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

第66回中央最低賃金審議会および目安に関する小委員会の第1回から第5回までの資料となっております。

第66回中央最低賃金審議会は目安の諮問となっております。

第1回目安に関する小委員会の資料としましては、右下のページ23ページからとなります。主要統計資料として、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の3部構成となっており、29ページからが全国統計資料編、62ページからが都道府県資料編、78ページからが業務統計資料編となっており、87ページからが新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版の関係部分抜粋となっており、93ページからは経済財政運営と改革の基本方針 2023 の関係部分抜粋となっており、99ページからは足下の

経済状況等に関する補足資料となっており、145 ページからは今後の予定（案）となっており、147 ページからは最低賃金に関する調査研究となっています。

第 2 回目安に関する小委員会の資料としましては、163 ページからとなります。165 ページからが令和 5 年賃金改定状況調査結果となっており、第 4 表は 170 ページからとなっております。177 ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっております。181 ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に係る資料、185 ページからが賃金分布に関する資料、225 ページからが最新の経済指標の動向に関する資料、273 ページからが委員からの追加要望資料、289 ページからが第 1 回の資料の更新部分となっております。

第 3 回の目安に関する小委員会の資料としては、305 ページ以下となります。当初資料の更新部分となっております。

第 4 回の目安に関する小委員会の資料としては、313 ページ以下となります。315 ページからが委員からの追加要望資料、317 ページからが当初資料の更新部分となっております。

今後の審議において参考にさせていただければと思います。

引き続き当局の資料について説明をさせていただきます。

資料 1 と 2 につきましては、既に説明しておりますので省かせていただきます。

33 ページ、資料 3 は「滋賀県景況調査結果報告書 令和 5 年度第 1 四半期」となっております。

こちらは、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果報告となっております。

結果の概要が 36 ページにありますが、今期の県内企業の景況は、業況 DI はマイナス幅が縮小したものの、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされています。

73 ページ、資料 4 は「消費者物価指数（令和 5 年 6 月分）」です。こちらは先日の第 1 回審議会でお配りしたものの最新版となっており、総合指数の前月比は下落に転じ、前年同月比は 20 か月連続で上昇しています。

85 ページ、資料 5 は「滋賀県鉱工業指数（令和 5 年 5 月速報）」です。こちらは先日

の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっており、生産及び出荷指数は2か月ぶりの上昇、在庫指数は2か月連続の低下となっています。

99ページ、資料 6は「滋賀県内経済情勢報告（令和5年7月判断）」です。こちらは先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっており、総括判断として「県内経済は持ち直している」とされています。

103ページ、資料 7は、「賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較」でございます。

こちらの資料は、毎月勤労統計調査に基づく、きまって支給する給与の賃金指数の動向となっております。

105ページ、資料 8は「最低賃金額と生活保護費の比較」となっており、第2回目安小委員会で配布されているものはグラフで表示されていますが、表形式のものとなっております。全国で最低賃金額が生活保護費を上回っております。

107ページ、資料 9は「滋賀県最低賃金改正状況一覧」となっており、平成20年度以降の最低賃金額等を示しております。

109ページ、資料 10は今春闘の「各集計機関別集計状況」となっており、第1回審議会でお示したものの最新版となっております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○会長

事務局からの説明について、何か質問等がございますでしょうか。

○全委員

〔質問等上がりず〕

○会長

続きまして、次の議題（4）「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについて、あらかじめ労使から忌憚のない意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられます。令和5年度の滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺い

したいと思います。

まず、労働者側からよろしく申し上げます。

○労働者側委員

5月より新型コロナウイルス感染症の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行され、社会経済活動は急速に回復基調に向かいつつある状況にあります。この局面で、経済のステージを持続的な成長軌道に乗せていくことが必要であると考えております。「人への投資」が重要であり、その重要な要素がこの最低賃金の引き上げに他ならないと思います。

今春闘では、連合の7月の最終集計報告で、とりわけ有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で約53円近くとかつてない水準となっています。「人への投資」を積極的に求め、これまで以上の賃上げの広がりや底上げをはかることが出来たと思いますし、この賃上げの流れを最低賃金の引き上げに繋げ、社会全体の賃金の底上げをはかることが重要だと考えています。

足元の経済情勢は、資源高や物価高や円安の影響により、2021年度後半から上昇局面に入った物価は、いまだに高水準で推移をしています。急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼし、とりわけ最低賃金近傍で働く者の生活は苦しくなっており、経済の好循環を進めていく上で、とりわけGDPの6割が個人消費と言われており、個人消費の拡大に大きく寄与し、企業や社会機能を支えるために使命感を持って懸命に働き続けているすべての労働者にとって、その努力に報いるためにも最低賃金の確実な引き上げを行うと共に、地域間格差の是正も大きな課題であります。

労働側としても、今回の中賃の目安は滋賀の場合だとBランクで40円ということですが、とりわけ、先ほども言いました連合でもこの春闘で53円近くということもございまして、そういった部分では全国加重平均がこの目安通りでいくと1,002円と言うことで、現行からいくと滋賀の場合75円の格差ということになりますので、先ほどもあった意見も踏まえながら真摯に審議に臨んでいきたいと思っております。

○会長

はい。続きまして、使用者側いかがでしょうか。

○使用者側委員

使用者側の考え方を申し上げます。

昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均 1,000 円以上」を目指す政府方針や、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した公益見解(目安 31 円)を参考に、審議し、滋賀県においても 31 円引上げの「927 円」3.46%の大幅引き上げとなりました。

その結果、影響率は 18.73%と一昨年(15.8%)からさらに約 3%増加し過去最高です。中小企業、特に小規模事業者に与える影響が増大しています。最低賃金が負担になっていると感じている中小企業、特に小規模事業者が相当程度あり、今年度の最低賃金引き上げが更なる影響を与える事は否めない状況です。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの法律であります。中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠と考えております。

今年度の目安が B ランク 40 円と伝達されました。使用者側としても、足元の物価上昇、また、春季労使交渉結果、「賃金改定状況調査(第 4 表)」の結果を踏まえ議論をしていく考えであります。

再三申しておりますが、最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法で定めた 労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の 3 要素を考慮することが基本です。こうした基本的な認識に立ち、今年度の審議に置きましても決定の 3 要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果(第 4 表)」の賃金上昇率の結果を最も重視する基本的な考え方には変わりはありません。その上で、エネルギーや原材料費の高騰と言った企業物価の動向、価格転換の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら事業の継続と従業員の雇用維持の観点から慎重に審議に臨みたいと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

今、労使双方からご意見を伺ったのですが、ご意見といたしましては、労働者側からしますと、コロナの関係、2類から5類へ変わったということで、社会経済が回復している、この成長基調を加速するために人への投資、重要な要素が最賃の引き上げであると、最賃の引き上げを加速させて社会全体の基盤を底上げする必要がある、というところと、目安を基調としましても全国加重平均が1,002円のところ、これと滋賀との格差が拡大している。その辺りを十分踏まえて審議をしなければならない。

そのような意見でございました。

一方、使用者側からは、昨年31円引き上げ3.46%の上昇となり、この影響率は過去最高となっている。それに基づく中小企業、零細企業への影響は非常に大きくて、今年度の最賃の引き上げはさらなる影響を与えるのではと考えている。そのようなことからすると、中小企業への影響を十分に踏まえた審議、最賃法の3要素に基づく慎重な審議、特に第4表に立脚した審議が必要である。というご意見がございました。

ありがとうございました。

○会長

最後に議題(5)「その他」についてでございます。

事務局、何かございますでしょうか。

○事務局(室長)

はい。2点ございます。

1点目は、今後の日程についてご案内いたします。

明日、8月2日9時30分から開催の第1回専門部会から金額審議を進めていただき、8月3日9時30分からは第2回、8月4日午前9時30分からは第3回、8月7日午後が第3回本審と続くことになっております。

2点目は、マスコミ取材についてです。

滋賀地方最低賃金の答申における、マスコミ取材についてですが、今年度においても、広く県民に最低賃金への関心をもっていただくため、第3回本審において、会長から局長

への答申場面の撮影など、テレビ等の取材を依頼いたします。答申時のマスコミの取材につきまして、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○会長

皆様、よろしいでしょうか。日程の確保につきまして、よろしく願いいたします。

他に、何かございますか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○会長

特にないようでしたら、これをもちまして第2回滋賀地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、先ほどの事務局の説明のとおり、明日8月2日、午前9時30分から、この場所6階共用会議室において、第1回の専門部会を開催いたします。専門部会の委員の皆様には、ご出席方、よろしく願いいたします。

それでは皆様、お疲れ様でした。